

福 福 第 2 1 3 号  
令 和 6 年 1 0 月 7 日

各 所 属 長 殿

岡山県教育庁福利課長

財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の後期申込みについて

令和6年度の後期申込みについて、次のとおり取り扱いますので、貴所属職員に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 申込期間  
令和6年10月21日（月）から令和6年11月5日（火）まで
- 2 申込対象
  - ①新規加入者
  - ②預入額の変更をする者
- 3 加入対象者  
岡山県の電子計算組織（給与システム）により給与計算を行っている  
県費負担教職員。  
ただし、次の者を除く。
  - ①期限付職員
  - ②財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については55歳以上の職員
- 4 申込みの手続き  
申込みは、直接、財形貯蓄取扱金融機関等（別紙）において行うこと。  
（注意：現在、みずほ証券・野村証券・大和証券・SMB C日興証券・富国生命は新規受付を停止中。既加入者のみ継続）
- 5 給与からの控除開始  
令和6年12月期末勤勉手当（12月10日支給）から控除開始
- 6 税法上の取扱い
  - ①一般財形貯蓄→20%分離課税  
※平成25年1月1日から令和19年12月31日までは復興特別所得税  
が課税されますので20.315%になります。
  - ②財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄  
財形年金貯蓄と、財形住宅貯蓄あわせて元本550万円（財形年金貯蓄  
のうち郵便貯金、生命保険又は損害保険の保険料、生命共済及び郵便年  
金の掛金等に係るもの）にあっては払込みベースで385万円）から生ずる  
利子等が非課税
- 7 留意事項
  - ・財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄は、財形取扱金融機関等に  
より運用等その内容が異なるので、申込みに際しては契約内容を充分  
理解して行うこと。
  - ・財形制度の概要については、福利事務の手引等を参照すること。

- ・ 人事異動により、市町村や国の機関から県費へ異動した職員が、前所属の財形貯蓄の控除を引くこと。新規加入扱いになります。
- ・ ※この場合、給与が県の適給で、人事異動等で給与が県の適給を超えている場合は、自動的に控除がなくなる。また、引き続き控除を希望する場合は、個人負担で手続きを行うこと。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記入等については、金融機関へ確認すること。

担当：教育庁福利課福利厚生班  
 笠原 086-226-7603  
 内線 5026

(別紙)

## 財形取扱金融機関等一覧表

(令和6年4月1日現在)

取扱機関名	取扱機関名
株式会社 中国銀行	※ 野村証券株式会社
株式会社 鳥取銀行	丸三証券株式会社
株式会社 広島銀行	朝日生命保険相互会社
株式会社 百十四銀行	ジブラルタ生命保険株式会社
株式会社 三井住友銀行	住友生命保険相互会社
株式会社 三菱UFJ銀行	太陽生命株式会社
株式会社 香川銀行	第一生命保険株式会社
株式会社 高知銀行	日本生命保険相互会社
株式会社 トマト銀行	※ 富国生命保険相互会社
株式会社 もみじ銀行	大樹生命保険株式会社
株式会社 山陰合同銀行	明治安田生命保険相互会社
三菱UFJ信託銀行株式会社	商工組合中央金庫
三井住友信託銀行株式会社	中国労働金庫
みずほ信託銀行株式会社	ゆうちょ銀行
吉備信用金庫	農林中央金庫岡山支店
おかやま信用金庫	(県内各農業協同組合)
玉島信用金庫	損害保険ジャパン株式会社
津山信用金庫	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
備前日生信用金庫	三井住友海上火災保険株式会社
備北信用金庫	東京海上日動火災保険株式会社
水島信用金庫	
笠岡信用組合	
※ みずほ証券株式会社	
岡三証券株式会社	
※ 大和証券株式会社	
※ S M B C 日興証券株式会社	

※印の金融機関は、現在新規受付停止中

計 45社